（12）防災組織

令和 6 年 3 月
状

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 令和6年2 | 月1日現在 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 |  |  | 消防本 | 部•署 |  |  |  |  | 消防 | 団 |  |  | 消防 | 水利 |
| 消防（局）本部名 | 消 防吏員数 （人） | 普通消防 ポンプ自動車数 （台） | 水槽付消防ポンプ自動車数 （台） |  | 化学消防自動車 （台） | 救 急自動車 （台） | 消防団数 | 分団数 | 消 防団員数 （人） | 普通消防 ポンプ自動車数 （台） | 小型動力 ポンプ付積載車 （台） | 小型動力 ポンプ （台） | $\begin{aligned} & \text { 消火栓 } \\ & \text { (公設) } \end{aligned}$ | 防火水槽 （公設，40 ${ }^{7}$ 。以上） |
| 福 井 市 | 369 | 17 | 3 | 4 | 3 | 11 | 1 | 54 | 1，006 | 1 | 52 |  | 9，613 | 829 |
| 大 野 市 | 54 | 4 |  | 1 | 1 | 4 | 1 | 9 | 452 | 10 | 20 |  | 496 | 245 |
| 勝 山 市 | 36 | 3 | 1 | 0 |  | 3 | 1 | 12 | 293 | 2 | 11 |  | 437 | 203 |
| 永 平 寺 町 | 38 |  | 3 |  |  | 3 | 1 | 11 | 356 | 10 | 10 |  | 157 | 257 |
| 嶺 北 消 防 組 合 | 201 | 6 | 4 | 2 | 4 | 8 | 2 | 33 | 719 | 34 | 7 |  | 6，233 | 985 |
| 鯖江•丹生消防組合 | 122 | 6 | 1 | 1 | 1 | 7 | 2 | 34 | 563 | 34 | 3 |  | 3，484 | 875 |
| 南越 消 防 組 合 | 145 | 6 | 4 | 2 | 2 | 8 | 3 | 33 | 795 | 11 | 26 |  | 2，533 | 703 |
| 敦賀美方消防組合 | 151 | 3 | 4 | 2 | 2 | 6 | 3 | 16 | 739 | 21 | 34 | 3 | 1，331 | 215 |
| 若 狭 消 防 組 合 | 124 | 7 | 3 | 1 | 1 | 6 | 4 | 33 | 961 | 9 | 39 | 45 | 997 | 518 |
| 計 | 1，240 | 52 | 23 | 13 | 14 | 56 | 18 | 235 | 5，884 | 132 | 202 | 48 | 25，281 | 4，830 |


|  | 管内世帯数 <br> （A） |  |  | $\begin{gathered} \text { 組織率 (カバ一率) } \\ \text { (1) B / A (\%) } \end{gathered}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 福 井 市 | 106， 722 | 102， 325 | 1，143 | 95.9 |
| 敦 賀 市 | 29， 019 | 26， 232 | 89 | 90.4 |
| 小 浜 市 | 12，192 | 8， 934 | 112 | 73.3 |
| 大 野 市 | 11，578 | 11，091 | 181 | 95.8 |
| 勝 山 市 | 7， 072 | 6，988 | 117 | 98.8 |
| 鲭 江 市 | 25，499 | 25，434 | 160 | 99.7 |
| あわら市 | 10，289 | 9，758 | 110 | 94.8 |
| 越 前 市 | 31，295 | 31，295 | 239 | 100.0 |
| 版 井 市 | 32，963 | 25，302 | 328 | 76.8 |
| 永平寺町 | 6，378 | 6， 378 | 89 | 100.0 |
| 池 田 町 | 890 | 692 | 19 | 77.8 |
| 南越前町 | 3， 361 | 3，296 | 72 | 98.1 |
| 越 前 町 | 7，264 | 5，770 | 67 | 79.4 |
| 美 浜 町 | 3，643 | 2， 785 | 22 | 76.4 |
| 高 浜 町 | 4， 278 | 3， 445 | 44 | 80.5 |
| おおい町 | 3， 254 | 2， 353 | 46 | 72.3 |
| 若 狭 町 | 4， 951 | 4， 658 | 88 | 94.1 |
| 合計•平均 | 300， 648 | 276， 736 | 2，926 | 92.0 |

（注）管内世帯数（A）は，「住民基本台帳に基づく人口，世帯数調べ（令和5年4月1日現在）」に基づく

## 福 井 県 防 災 航 空 事 務 所

1 目 的
近年の社会構造の変化に伴い，大規模化，広域化，多様化する災害に対応するため，「防災へリ コプター」を有効に活用し防災体制の充実を図る。
また，あわせて「福井県防災航空事務所」を設け，防災ヘリコプターの安全で円滑な運航と航空防災体制の確立を図る。

## 2 設置時期

平成8年10月1日（消防職員の派遣配置および防災航空隊設置も同日）
なお，防災ヘリコプターの運航は，平成9年度から行っている。

3 組 織
防災ヘリコプターの運航を機動的に行うため，危機対策•防災課の出先機関として防災航空隊を配置した「福井県防災航空事務所」を設置している。福井県防災航空事務所は，所長および防災航空隊員（消防防災活動を行ら消防職員）ならびにへリコプターの運航管理業務を行う委託業者により構成する。

4 業務内容（福井県行政組織規則第 39 条の 20 ）
（1）防災ヘリコプターによる防災のための活動に関すること。
（2）防災ヘリコプターによる消防の応援のための活動に関すること。
（3）防災ヘリコプターの維持管理に関すること。
（4）（1）または（2）に掲げる活動に必要な資材，機材等の維持管理に関すること。
（5）臨時のヘリポートの確保に関すること。
（6）その他，防災ヘリコプターの運航に関すること。

5 運航内容
（1）救急活動
（2）救助活動
（3）災害応急対策活動
（4）火災防御活動
（5）広域災害応援活動
（6）災害予防活動
（7）一般行政活動
$\cdots$ …村からの救急患者搬送，傷病者発生地への医師等の搬送 および医療機材等の輸送
$\cdots$ 河川•海等での水難事故における捜索•救助
…地震•豪雨•豪雪災害等の状況把握，被災地等への物資•医療品等の緊急輸送および応援要員•医師等の搬送
…林野火災等における空中からの消火活動，火災における情報収集•伝達•住民への避難誘導等の広報
…近隣県等への航空消防防災応援協定による相互応援劦力
…災害危険箇所等の調査，各種防災訓練等への参加，住民へ の災害予防の広報
…県政の広報•啓発活動•各種行政調査活動，空中撮影
防災ヘリコプター「ブルーアロー」の運航体制

## 1 運航基地

ヘリコプターの運航基地は「福井県防災航空事務所」とする。

2 組織図


3 職員数

| 所 長 | 航 空 隊 |  |  | 委 託 会 社 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 隊長 | 副隊長 | 隊員 | 操縦担当 | 整備担当 | 運航管理 <br> 担 務補助者 <br> 当 |  |
| 1 名 | 1 名 | 2 名 | 5 名 | 2 名 | 3 名 | 1 名 | 1 名 |

福井県防災ヘリコプター運航管理要綱

## 福井県

令和 5 年5月22日

## 福井県防災ヘリコプター運航管理要綱

目 次
第1章 総 則
第2章 運航体制
第3章 運航管理
第4章 安全管理等
第5章 教育訓練
第6章 航空消防活動
第 7 章第 8 章第 9 章附 則
（第 1 条一第 3 条）
（第 4 条一第 15 条）
（第16条一第25条）
（第26条一第27条）
（第28条一第33条）
（第34条一第37条）
（第38条）
（第39条一第40条）
（第41条一第42条）

第1章 総 則
（目的）
第1条 この要綱は，福井県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等 について必要な事項を定めることにより，航空機の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。
（他法令との関係）
第2条 航空機の運航管理については，航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」 という。），消防防災ヘリコプターの運航に関する基準（令和元年消防庁告示第 4 号。以下「基準」という。）に規定するもののほか，この要綱に定めるところによる。
（用語の定義）
第3条 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれの当該各号に定め るところによる。
（1）航空機等 航空機，航空機用装備品，防災業務活動用装備品等をいう。
（2）航空隊員 航空機に搭乗し航空消防活動に従事する福井県防災航空事務所（以下「防災航空事務所」という。）の職員をいう。
（3）自隊訓練 航空隊員の基本技術および応用技術の習得を図るため，独自で行う訓練 をいう。
（4）運航計画 航空機を効率的に運航するため，航空消防活動について定める飛行計画 をいう。
（5）委託業者 県が航空機の操縦，整備点検等の運航管理業務を委託する運航業者をい う。
（6）航空消防活動指揮者 航空機に搭乗して運航を指揮する者をいう。（以下「運航指揮

者」という。）
（7）航空消防活動従事者 航空機に乗り組んでその運航又は航空消防活動に従事する者 をいう。（以下「活動従事者」という。）
（8）操縦士 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十八条の規定により航空機を操縦することができる航空従事者（定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格に ついての技能証明を有する者に限る）をいう。

## 第2章 運航体制

## （運航基地）

第4条 航空機の運航基地は，防災航空事務所とする。

## （運航総括者）

第5条 航空機の運航の総括は，防災安全部長（以下「運航総括者」という。）が行う。
（運航監督者）
第6条 航空機の運航の監督は，消防保安課長（以下「運航監督者」という。）が行う。

## （運航管理責任者および運航安全管理者）

第7条 福井県防災航空隊（以下「航空隊」という。）の指揮監督，航空機等の維持管理等航空機の運航管理に関する事務は防災航空事務所長（以下「運航管理責任者」という。） が掌理する。
2 航空隊に，運航安全管理者を置く。
3 運航安全管理者は委託業者の運航管理担当者がその職務を兼務し，航空隊の運航の安全を確保する観点から，航空消防活動従事者，機長その他の関係者に対して航空機の運航，防災業務の実施に関する助言を地上から行らものとする。

また，隊長もしくは副隊長を通じて，航空隊員の健康管理に努めるとともに，運航管理責任者が実施する教育訓練等の立案に対する助言およびこれらの業務に必要な調査研究等を行うものとする。
（航空隊の設置）
第8条 防災航空事務所に航空隊を置く。
2 航空隊は，航空機に搭乗し，直接防災業務に従事する。
3 航空隊に，隊長，副隊長および隊員を置く。
（隊長の任務）
第9条 隊長は，運航管理責任者の指揮を受け，副隊長および隊員を指揮監督し，防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。
2 隊長は，運航管理責任者に事故あるときはその職務を代行する。
（副隊長の任務）

第 10 条 副隊長は，運航管理責任者の指揮を受け，隊長を補佐し，隊長に事故あるとき はその職務を代行する。
（隊員の任務）
第11条 隊員は，隊長および副隊長の指揮を受け，航空機の性能と災害等の状況に即応 した航空消防活動の遂行に努めなければならない。
2 隊員は，防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し，所期の目的を達成するよう努めなければならない。
（航空機に搭乗する者の指名）
第12条 運航管理責任者は，航空機を運航する場合には，搭乗する活動従事者を指名す るとともに，運航目的，任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければなら ない。
（運航指揮者）
第13条 運航指揮者は，隊長をもって充てる。ただし，隊長が航空機に搭乗しない場合 には，運航管理責任者が航空機に搭乗する航空隊員の中から運航指揮者を指名する。
（2名操縦士体制）
第14条 航空消防活動を行ら航空機には，操縦士 2 名を乗り組ませるものとする。
2 運航管理責任者は，前項の操縦士のらち 1 名を機長に，他の 1 名を副操縦士に指定す るものとする。
3 副操縦士は，機長が行う操縦の補助及び周囲の監視を行うとともに，機長に事故があ るときは，機長に代わってその職務を行らものとする。
（操縦士の乗務要件）
第15条 乗務要件については，次のとおりとする。
（1）機長
ア 1,000 時間の機長時間，うち 500 時間は回転翼機の機長時間
ィ 500時間の実施する運航と類似した運航環境における飛行時間
「類似した環境」とは海，山，交通量の多い都会などの地形学的な特徴が類似し た運航環境をいう。
ウ 50 時間の当該型式の飛行時間
エ 50 回の吊下揚収運航経験
（2）副操縦士
ア 回転翼事業用操縦士技能証明及び乗務機の型式限定
1 第一種航空身体検査証
ウ 航空特殊無線技士または航空無線通信士
工 特定操縦技能審査技能証明書
（3）基準第 7 条 2 項に規定する機長の乗務要件

第33条第1項第1号に定める乗務要件•訓練審査プログラムの要件を満たすもの

## 第3章 運航管理

（運航する航空機等）
第16条 運航監督者は，法第23条および法第25条の規定に基づく技能証明書を有す る委託会社の整備士による整備点検を受けなければ，航空機を航空の用に供してはなら ない。
2 運航管理責任者は，航空機等を適正に管理し，その性能を最大限発揮することができ る状態にしておかなければならない。
（運航範囲）
第17条 航空機は，次の各号に掲げる活動で，航空機の特性を十分に活用することがで き，かつその必要性が認められる場合に運航するものとする。
（1）救急活動
ア 山村等からの救急患者の搬送
山村等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で，救急車 で搬送するよりも著しく有効であると認められる場合
イ 傷病者発生地への医師の搬送および医療機材等の輸送
山村等の交通遠隔地において緊急医療を行うため，医師，機材等を搬送する必要があると認められる場合
ウ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
遠隔地へ緊急に転院搬送を行う場合で，医師がその必要性を認め，かつ医師が搭乗できる場合
エ その他救急活動上，特に航空機による活動が有効と認められる場合
（2）救助活動
ア 河川，海等での水難事故，山岳遭難事故等における捜索または救助
水難事故および山岳遭難事故等において，現地の消防力だけでは対応できない と認められる場合
イ 中高層建築物火災における救助
中高層建築物火災において，地上からの救出が困難で屋上からの救出が必要と認められる場合
ウ 山崩れ等の災害により，陸上から接近することができない被災者等の救助
大雨，山崩れ等により陸上からの救助が不可能で，かつ救助が緊急に必要と認 められる場合
エ 高速道路および自動車専用道路での事故における救助
高速道路および自動車専用道路での事故で，救急車による収容，搬送が困難と認められる場合
オ その他救助活動上，特に航空機による活動が有効と認められる場合
（3）災害応急対策活動
ア 被災状況調査および情報収集活動等
地震，台風，豪雨，津波等の自然災害または事故災害（以下「災害等」という） が発生もしくは発生するおそれがある場合で，広範囲にわたる被災

状況調査および情報収集活動を行うとともに，その状況を監視する必要がある と認められる場合
イ 食料，衣料その他生活必需品および復旧資機材等の救援物資，人員等の輸送等
災害等が発生し，または発生するおそれがある場合で，食料，衣料その他生活必需品および復旧資機材等の救援物資，医薬品，人員等を緊急に輸送または搬送 する必要があると認められる場合
ウ 災害に関する情報，警報等の伝達広報活動
災害等が発生し，または発生するおそれがある場合で，災害に関する情報およ び避難命令等の警報，警告等を迅速かつ正確に伝達広報するため必要があると認 められる場合
エ その他災害応急対策活動上，特に航空機による活動が有効と認められる場合
（4）火災防御活動
ア 林野火災等における空中からの消火活動
地上における活動では消火が困難であり，航空機による消火の必要があると認 められる場合
ィ被害状況調査および情報収集活動
大規模火災等が発生し，広範囲にわたる被害状況調査および情報収集活動を行 う必要があると認められる場合
ウ 人員および消防資機材等の輸送等
大規模火災等において，人員および消防資機材等の輸送等が困難な場合または航空機による輸送等が有効と認められる場合
エ その他火災防御活動上，特に航空機による活動が有効と認められる場合
（5）広域災害応援活動
県が締結している他府県市等との災害応援協定による相互応援
（6）災害予防活動
ア 災害危険箇所等の調査
イ 住民への災害予防の広報
（7）防災訓練等参加
（8）自隊訓練
（9）一般行政活動
（10）その他運航総括者および運航監督者が必要と認める活動
2 航空機の運航は，原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。 ただし，日の出から日没までの間における緊急運航の場合はこの限りではない。

## （運航計画等）

第18条 運航管理責任者は，防災業務，自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため，福井県防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号），福井県防災ヘリコプター月間運航計画 （様式第2号）および年間教育訓練等基本計画（様式第 4 号），を定め，運航監督者に報告しなければならない。

## （緊急運航）

第19条 第17条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」とい う。）は，前条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先す る。

2 運航管理責任者は，航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には，直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。
3 運航管理責任者は，緊急運航の要請があった場合には，直ちに運航監督者にその内容 および出動の有無を報告しなければならない。
（緊急運航の要請）
第20条 緊急運航の要請は，福井県防災ヘリコプター応援協定に基づき，災害等が発生 した市町および消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）の長が運航管理責任者 に対してこれを行う。
2 市町等は，緊急運航の要請基準に該当しそうな事例が発生した場合は，要請の要否に かかわらず，すみやかに運航管理責任者に連絡するよう努めるものとする。
3 運航管理責任者は，緊急を要し，市町等の長による要請を待ついとまがないと認めら れる場合には，当該要請を待たずに緊急運航を行うことができる。
（緊急運航の決定）
第21条 運航管理責任者は，前条第1項の要請を受けた場合には，災害等の状況および現場の気象状況等を確認の上，出動の可否を決定し，隊長に必要な指示をするとともに要請者にその旨を回答しなければならない。
2 運航管理責任者は，前項の可否を決定するに当たつての手順について別途定めるもの とする。
3 隊長は，前項第1項で要請を受けた場合には，直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。
（緊急運航に伴う報告）
第22条 運航指揮者は，緊急運航を終了した場合には，すみやかに活動の内容を運航管理責任者に報告するものとする。
2 緊急運航を要請した市町等の長は，災害等が収束した場合，その旨を運航管理責任者に報告するものとする。
3 運航管理責任者は，緊急運航を行ったときは，すみやかに運航監督者に報告しなけ ればならない。
（情報連絡および報告）
第23条 運航指揮者は，航空機の搭乗中に得た重要な情報等について，運航管理責任者 に報告しなければならない。
2 運航指揮者は，航空機に搭乗し業務を終了したときは，運航状況等について飛行報告書（様式第3号）を作成し，運航管理責任者に報告しなければならない。
（飛行場外離着陸場）
第24条 運航監督者は，市町と協議し，防災業務を円滑に遂行するため，法第79条た だし書の規定に基づく飛行場外離着陸場を定めなければならない。
2 運航管理責任者は，前項の飛行場外離着陸場を適宜調査し，使用の確保に努めなけ ればならない。
（使用手続）
第25条 航空機の使用に関する手続は別に定める。

## 第4章 安全管理等

## （安全管理）

第26条 運航総括者は，航空関係法令および国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ，防災業務の適正な執行体制および航空事故防止対策を確立し，安全管理の適正を期さなければならない。
2 運航管理責任者は，防災業務の遂行に当たり，航空隊員の任務および分担業務の適正 な執行を確保し，航空事故防止対策を講ずる等安全管理に万全を期するとともに，航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。
（運航指揮者の責務）
第27条 運航指揮者は，航空隊員の任務および分担業務が適正に執行され，防災業務を効果的かつ安全に遂行することができるよう努めなければならない。

## 第5章 教育訓練

（隊員等の教育訓練）
第28条 運航管理責任者は，航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制なら びに施設，設備および教材の適正管理を図り，航空隊員の養成および資質の向上に努め なければならない。
2 運航管理責任者は，防災業務を効果的に行らため，市町およびその他関係機関と連携 の上，必要な訓練を実施しなければならない。
（搭乗職員養成訓練）
第29条 運航監督者は，運航管理責任者に，次期航空隊員等に対して必要な教育訓練（以下「搭乗職員養成訓練」という。）を実施させるものとする。
2 運航管理責任者は，搭乗職員養成訓練を行う場合には，その訓練実施計画を作成し，運航監督者に対して報告するものとする。
3 運航監督者は，運航管理責任者が作成した訓練実施計画について，福井県消防長会と必要な事項について協議するものとする。
（自隊訓練）
第30条 運航管理責任者は，運航計画に基づき自隊訓練を実施しなければならない。

## （操縦士の養成訓練）

第31条 運航管理責任者は，将来にわたり操緃士を安定的に確保できるよう，運航委託業者と協議し，必要な養成訓練を行らものとする。

## （操縦士の操縦技能の碓認）

第32条 運航管理責任者は，操縦士の効率的な養成および安全かつ確実な航空消防活動

に資するため，毎年，委託業者とともに，操縦士の操縦技能の確認を行うものとする。

## （教育訓練計画等）

第33条 運航管理責任者は，委託業者と協議の上，次に掲げる事項について定めた計画 および要領を作成するものとする。
一 第31条に規定する操縦士の養成訓練および前条に規定する操縦士の操縦技能の確認（以下「教育訓練等」という。）を実施するための教育訓練等基本計画および乗務要件•訓練審査プログラム
二 航空機の安全かつ効率的な運航のためにすべての利用可能な人員，資器材および情報を効果的に活用する措置（CRM）に係る実施要領
三 運航中の航空機における活動従事者による周囲の監視および機長の注意を喚起す るための措置（ボイス・プロシージャー）に係る実施要領
2 運航管理責任者は，本条第 1 号に規定する教育訓練等基本計画に基づき，次年度開始 までに教育訓練等実施計画を作成するものとする。

第6章 航空消防活動
（調査）
第34条 運航管理責任者および活動従事者は，航空消防活動の安全かつ円滑な実施を図 るため，航空機を運航することが見込まれる区域における必要な事項の調査を行うもの とする。
（操縦士および運航指揮者の運航中の安全対策）
第35条 操縦士および運航指揮者は，航空機の運航中は運航体制，周辺の気象の状況及 び地理的条件，航空機の機体の特性，操縦士の操縦技能等を踏まえ，安全管理に十分配慮 し，必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うものとする。
2 操縦士または運航指揮者は，航空消防活動を中止する判断を行った場合は，速やかに その旨を運航管理責任者に報告するものとする。
（運航管理責任者の運航中の安全対策）
第36条 運航管理責任者は，航空機の運航中に，衛星通信を活用した航空機の動態を管理するシステム等による飛行状況の監視および航空消防活動の現場の状況，気象の状況 その他の航空消防活動に関する情報の収集を行い，必要に応じて操縦士および連航指揮者に当該情報を提供するとともに，航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には，操縦士および運航指揮者に対し，航空消防活動を中止するように指示 するものとする。
（他の行政機関（以下「関係機関）という）との連絡体制」

第37条 県は，航空消防活動の実施に関し，航空機を用いた捜索及び救助を行う関係機関と相互に緊密に連絡する体制を整備するよう努めるものとする。

## 第7章 航空機事故防止対策等

（航空機事故発生時の捜索救助体制の確立及び報告）
第 38 条 県は，航空機に係る事故（法第 76 条第 1 項各号に掲げる事故に限る。以下同 じ。）が発生した場合または発生した疑いがある場合には，運航管理責任者が別途定め る要領に基づき，速やかに当該航空機の捜索および救助の体制を確立するものとする。 2 前項の場合においては，県は速やかにその旨を消防庁長官に報告するものとする。

## 第 8 章 相互応援協定等

## （相互応援協定等）

第39条 県は，近隣の他の地方公共団体との間で，相互応援協定を締結するよう努める ものとする。
2 県は，相互応援協定を締結した他の地方公共団体との間で，それぞれの航空機に係る法第10条第1項に規定する耐空証明を受けるために必要な検査（以下「耐空検査」と いら）の時期の調整等を行うことにより，当該県の区域における航空消防活動に必要な航空機の運航が常時確保されるよう努めるものとする。
（関係機関との連携）
第40条 県は，耐空検査等により，航空機が運航できない場合に備えて，関係機関との間で，航空消防活動の必要がある災害が発生した場合における対応を相互に協力して行 うための協定等を締結するよう努めるものとする。

第 9 章 雑則

## （記録および報告）

第41条 運航管理責任者は，航空関係法令に基づく記録のほか必要な記録簿を備え，防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。
（その他）
第42条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則
この要綱は，平成9年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は，平成13年4月9日から施行する。
附 則
この要綱は，平成17年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は，平成19年5月17日から施行する。
附 則
この要綱は，平成20年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は，平成22年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は，平成23年5月17日から施行する。
附 則
この要綱は，平成28年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は，令和 4 年 9 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は，令和5年5月22日から施行する。

## 福井県防災ヘリコプター使用要領

第1章 総則
（趣旨）
第1 この要領は，福井県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第25条 の規定に基づき，防災ヘリコプターの使用手続きに関して，必要な事項を定めるものとする。 （他の規定との関係）

第2 防災ヘリコプターの使用手続きに関しては，要綱および福井県防災ヘリコプター応援規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか，この要領の定めるところによる。

第2章 緊急運航 （緊急運航の要請）

第3 要綱第2 0 条第 1 項の緊急運航の要請は，規程に基づき，災害等が発生した市町および消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）の長が運航管理責任者に行う。

2 前項の要請は，運航管理責任者に対して速報後，防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行うものとする。
（緊急運航の決定）
第4 要綱第2 1 条第1項の緊急運航の決定は，運航管理責任者が防災ヘリコプター緊急運航決定書（様式第 2 号）により行うものとする。
（緊急運航の報告）
第5 運航指揮者は，緊急運航を終了した場合には，緊急運航速報（様式第3号）により，速 やかに活動の内容を運航管理責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した市町等の長は，災害等が収束した場合，災害状況報告書（様式任意） により，その旨を運航管理責任者に報告するものとする。

3 運航管理責任者は，緊急運航を行ったときは，緊急運航報告書（様式第4号）を作成し，速やかに運航監督者に報告しなければならない。
（緊急運航の受け入れ体制）
第6 緊急運航を要請した市町等の長は，防災航空隊と密接な連絡を図るとともに，必要に
応じ，次の受入れ体制を整えるものとする。
（1）離着陸場所の確保および安全対策
（2）傷病者等の搬送先の離着陸場所および病院等への搬送手配
（3）空中消火用資機材，空中消火基地の確保
（4）その他必要な事項

第3章 災害予防活動
（災害予防活動の使用申請）
第 7 要綱第 17 条第 1 項第 6 号に定める災害予防活動を予定する者は，運航管理者に 2 月末日までに翌年度の使用予定について防災ヘリコプター災害予防活動使用年間予定表（様式第 5 号）を提出し，かつ，使用月の前々月の末日までに，防災ヘリコプター災害予防活動使用申請書（様式第 6 号）を提出しなければならない。
（災害予防活動の使用承認）
第8 運航管理責任者は，第7の申請があったときは，その使用目的，使用内容等を審査の上，適当と認めるときは，その使用を承認するものとする。
2 運航管理責任者は，前項により承認した場合は，防災ヘリコプター災害予防活動使用承認書（様式第 7 号）を申請者に交付するものとする。

第4章 防災訓練等参加
（防災訓練等への参加基準）
第9 防災ヘリコプターの防災訓練への参加は，市町等が主催する防災訓練および消防訓練 （以下「防災訓練等」という。）とする。

2 防災ヘリコプターによる訓練は，救急活動訓練のみまたは救助活動訓練，災害応急対策活動訓練もしくは火災防御訓練のうち 2 種目以内とする。
（防災訓練等への参加依頼）
第10 防災訓練等に防災ヘリコプターの参加を希望する市町等の長は，訓練月の前々月の末日までに，防災ヘリコプター防災訓練等参加依頼書（様式第 8 号）に防災訓練等の計画書 を添えて運航管理責任者に提出しなければならない。
（防災訓練等への参加決定）
第11 運航管理責任者は，第10の依頼があったときは，訓練場所の飛行条件の調査を行った うえ，適当と認めるときは，その参加を決定するものとする。
2 運航管理責任者は，前項により決定した場合は，防災ヘリコプター防災訓練等参加決定通知書（様式第 9 号）を市町等の長に交付するものとする。
3 運航管理責任者は，前項の参加決定通知に必要な条件を付けることができるものとする。 （防災訓練等への参加の中止）
第12 運航管理責任者は，当日の気象条件が防災ヘリコプターの運航に適さない場合には，防災ヘリコプターを使用する訓練の一部または全部を中止するものとする。
（防災訓練等への参加時の市町等の措置）
第13 市町等の長は，第11の参加決定があった場合，次の措置を行わなければならない。
（1）防災ヘリコプターの離着陸場を確保し，航空法施行規則第 172 条の 2 に規定する飛行，場外離着陸許可申請に係る場外離着陸場の位置図，周辺詳細図，土地使用承諾書を作成の うえ，訓練日の 1 か月前までに運航管理責任者に提出する。
（2）離着陸地帯には所定の標識を設け，散水等必要な措置を講ずる。
（3）防災ヘリコプターの離着陸に際しては，人員を配置して離着陸地帯およびその周辺への立入を禁止する。
（4）防災ヘリコプターの離着陸に伴う騒音，砂塵等について，事前に離着陸場周辺住民に理解を得 る。なお，万一これらの苦情等が発生した場合には，市町等の責任で処理する。
（5）場外離着陸場の確認のため，航空隊が行う事前調査，訓練に際し，（2）～（4）の措置を講 ずる。
（6）訓練に必要な資機材の借用，陸上輸送等が必要な場合には，所要の協力を行う。

附 則
この要領は，平成9年4月1日から施行する。

附 則
この要領は，平成23年5月17日から施行する。

附 則
この要領は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は，令和5年5月22日から施行する。

防災ヘリコプター緊急運航要請書
$\begin{array}{lll}\text { 要請団体機関名 } \\ \text { 代表者 } & \text { 氏 } & \text { 名 } \\ \text { 電 } & & \text { 話 } \\ \text { F } & \text { A } & \text { X }\end{array}$


以下の項目については，運航管理責任者が記入後至急通知します。
様式第2号（第4関係）
防災ヘリコプタ一緊急運航決定書
決定者 福井県防災航空事務所長

| 受 信 日 時 | 令和 年 月 | 日（ | 曜日）午前－午後 | 時 | 分 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 受 信 者 | 隊長•副隊長•隊員 |  |  |  |  |
| 出 動 の 有 無 | 有－無 |  |  |  |  |
| 航空隊指揮者 コールサイン | 指揮者名無線種別（統制波 •主運用波 コールサイン |  |  |  |  |
| 到着予定時間 | 令和 年 月 | 日（ | 曜日）午前－午後 | 時 | 分 |
| 活動予定時間 | 時間 分 |  |  |  |  |
| その他特記事項 |  |  |  |  |  |

様式第 3 号（第 5 関係）
緊 急 運 航 速 報


様式第4号（第5関係）

| 防空 |  | 第 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 令和 | 年 | 月 | 日 |運航監督者 消防保安課長 様

運航管理責任者 防災航空事務所長
緊 急 運 航 報 告 書


緊急運航速報（様式第3号）および災害状況報告書を添付

申請者
（担当者
（®D）
Tel
防災ヘリコプター災害予防活動使用年間予定表

福井県防災ヘリコプター使用要領第 7 の規定に基づき，下記のとおり申請します。

| 年月日 | 使用目的 | 飛行経路 | 飛行時間 | 搭乗者数 | その他参考となる <br> 顐 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |


| ○○第 |  | 号 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 令和 | 年 | 月 |

運航管理責任者 防災航空事務所長 様
申請者
（担当者
© ${ }^{\text {© }}$
TEL

防災ヘリコプター災害予防活動使用申請書

福井県防災ヘリコプタ一使用要領第7の規定に基づき，下記のとおり申請します。

記
1 使用日時
年 月
日（ ）
時 分～
時 分

2 使用目的

3 飛行経路

4 飛行時間

5 搭乗者職氏名

6 予防活動に使用する資機材

7 その他（申請者）様
運航管理責任者 防災航空事務所長
防災ヘリコプター災害予防活動使用承認書

年 月 日付 第 号で申請のあった防災ヘリコプターの災害予防活動使用については，下記により承認する。

## 記

1 使用日時
年 月
日（ ）
時 分～
時 分

2 使用目的

3 飛行経路

4 飛行時間

5 搭乗者職氏名

6 予防活動に使用する資機材

7 その他

| ○○第 |  | 号 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 令和 | 年 | 日 |

運航管理責任者 防災航空事務所長 様

申請者
（担当者
（\zh10）
Tel

## 防災ヘリコプター防災訓練等参加依頼書

別添の防災訓練実施計画概要により防災訓練を実施しますので，次のとおり，防災ヘリ コプターの参加を依頼します。

| 主 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| 催 | 者

※場外離着陸場の状況がわかる地図，写真等を添付すること。
様式第 9 号（第11関係）

$$
\begin{array}{llll}
\text { 防空第 } & & & \text { 号 } \\
\text { 令和 } & \text { 年 } & \text { 月 } & \text { 日 }
\end{array}
$$

（申請者）
様

## 運航管理責任者 防災航空事務所長

## 防災ヘリコプター防災訓練等参加通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった防災ヘリコプターの防災訓練等参加については，下記により通知する。

記
1 参加の可否（ 可 • 否 ）
2 出動日時
年 月
日（ ）
時 分～
時 分

3 出動場所

4 出動隊員

5 訓練内容

6 その他

